

2 答申第1号
令和2年4月16日

土庄町長 三枝邦彦様

土庄町情報公開・行政不服審査会
会長 池本隆一


土庄町情報公開条例第13条の規定に基づく諮問に対する答申

令和2年2月10日付けで諮問がありました次の件について、別紙のとおり
答申します。

土庄町長あてに提出された令和2年1月30日付け審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- (1) 令和2年1月7日付で、本件審査請求人（以下「請求人」という。）から、土庄町長（以下「実施機関」という。）に対して土庄町情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づく情報公開請求（以下「公開請求」という。）があった。公開請求の内容は、次のとおりである。
 - 1.旧土庄中央病院で閉院まで使用していた非常用発電装置の管理台帳
 - 2.備品、機械等に関する町の規則
- (2) 実施機関は、令和2年1月7日付で、この公開請求に対し、内容1については、条例第9条第1号に該当すると判断される個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る部分を非公開とする情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として令和2年1月30日付け（同日到達）で、実施機関に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、条例第13条の規定により、本件審査請求について令和2年2月10日付け（同13日到達）で当審査会に諮問した。

第3 請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書における請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処

分を取り消し、全部開示する必要がある。

- (2) 本件決定通知書では、請求項目の「1について」公開できない部分と理由を本件公開条例第9条第1号に該当する個人の名称等及び第2号に該当する法人及び個人の印影等としているが、その他の部分を一切開示していない本件処分は、違法な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 本件に関しては、情報公開請求が複数回あり、その都度回答してきたところである。
- (2) 管理台帳がないことについても、令和2年1月10日の情報公開時に口頭で再度説明し、管理台帳に代わる台帳についての閲覧を促したが、閲覧を行わなかった。
- (3) 同月24日に本件審査請求内容について直接指摘を受けたことから、令和2年1月29日付で、別紙のとおり令和2年1月7日付け元健増発第92号の情報一部公開決定通知書についての補足回答を行っている。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例の目的は、その1条にあるように町民の情報の公開を求める権利を明らかにし、町民の町政に対する理解と信頼を深め、もって町政の発展に寄与することである。審査会は、この目的に適うように条例を解釈し、事案について判断する。

2 本件審査請求の対象について

本件審査請求の対象は、旧土庄中央病院で閉院まで使用していた非常用発電装置の管理台帳について、実施機関が条例第9条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とした本件処分である。

3 具体的な判断

(1) 本件対象情報における非公開情報の非公開妥当性について

条例第9条第1号は、同号ただし書に規定する「ア 法令の規定により何人でも閲覧できるとされている情報」、「イ 公表を目的として作成し、

又は取得した情報)、「ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要であると認められるもの」、「エ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報」に該当する情報を除き、

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非公開とすることができる情報として規定している。

本件対象情報のうち非公開とされた部分は、消防設備点検結果報告書及び自家用電気工作物通常点検報告内の個人の氏名及び印影であり、当該個人の氏名及び印影は、条例第9条第1号に規定する情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

また、公開請求の内容のうち非常用発電装置の管理台帳については、実施機関からの弁明書、事情聴取を元に事実確認及び調査したところ、これまでにも旧土庄中央病院の非常用発電装置について審査請求人からの情報公開請求が複数回あり、その都度、当該非常用発電装置の設置は、旧土庄中央病院増改築時にかかる工事の一部であり、非常用発電装置単体の台帳は存在しない旨を口頭で説明し、それに代わるものとして自家用電気工作物通常点検報告、固定資産台帳、消防設備点検結果報告書等を提示し、審査請求人もそれを閲覧している。

令和2年1月10日に行った情報公開時に、再度、管理台帳がないことを口頭で説明し、管理台帳に代わるものとして固定資産台帳と消防設備点検結果報告書を提示しており、審査請求人は、固定資産台帳は閲覧しなかったものの、消防設備点検結果報告書は閲覧している。

さらに、同24日に本件内容について審査請求人は実施機関に直接電話

で指摘し、文書での回答を請求している。それを受け、実施機関は、同月29日付文書で補足回答を行っていることからみても、この実施機関のとった対応が直ちに違法とまで認められるべき事情はない。

(2) 結論

以上から、冒頭結論のとおり判断した。

以上